

# 障がいのある人もない人も共に生きる 長野県づくりについて

# 障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例の概要

健康福祉部

## 1 制定の趣旨

県が取り組むべき基本的施策、障がいを理由とする差別を解消するための斡旋制度の創設等を内容とする条例の制定により、障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会を目指す。

## 2 基本理念

全ての県民に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 基本的人権を享有する個人として尊重されること。</li><li>○ 自らの意思によってあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</li><li>○ どこで誰とどのように生活するかについて選択する機会が確保されること。</li><li>○ 幼児期から障がい等に対する理解を深める機会の拡大が図られること。</li></ul>
全ての障がいのある人に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 意思疎通及び情報の取得、利用、発信の手段について選択の機会が確保されること。</li><li>○ 障がいに加え、その他の要因が複合することで特に困難な状況に置かれる場合、状況に応じた配慮がなされること。（県外から訪れる障がいのある人に対しても同じ。）</li></ul>

## 3 責務及び役割

県の責務	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 障がい等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。</li><li>○ 施策策定に当たり、障がいのある人等の意見を反映させるよう努める。</li><li>○ 県民、事業者が行う取組への情報提供、助言等の支援を行う。</li><li>○ 合理的配慮を的確に実施するため、必要な環境整備に努める。</li></ul>
市町村等との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 県は障がい等に関する施策の策定及び実施に当たり市町村と連携。</li><li>○ 県は市町村が実施する施策への情報提供、助言等の支援を行う。</li></ul>
県民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 障がい等に対する理解を深めるよう努める。</li><li>○ 県、市町村が実施する障がい等に関する施策に協力するよう努める。</li></ul>
障がい者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 障がいのある人は、必要な支援を可能な範囲で周囲に伝えるよう努める。</li></ul>

## 4 障がいを理由とする差別の禁止等

※下線部は義務規定

何人も	○ 障がいを理由として、 <u>差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</u>
県及び事業者 (★事業者に限る。)	事務事業を実施するに当たり、 ○ <u>不当な差別的取扱いをしてはならない。</u> やむを得ず、必要な制限を加える場合等は、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。 ○ 障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、実施に伴う負担が過重でないときは、 <u>合理的配慮を行わなければならない。</u> 負担が過重であることにより実施できないときは、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

## 5 基本的施策

以下の11分野について県の取り組むべき方向性を規定

- 意思疎通等の手段の利用促進等
- 学校教育における学びの場の選択等
- 住宅の確保等
- スポーツの振興
- 災害への対応
- 人材育成
- 医療、介護等の支援
- 就業の機会の確保等
- 権利擁護の推進
- 文化芸術活動の振興
- 選挙等における配慮

## 6 障がいを理由とする差別を解消するための体制

- 県は、障がいを理由とする差別に関する相談に対応する。
- 紛争の解決を図るため、相談者からの申立てに基づく事実の調査、第三者機関による斡旋、知事による勧告及び公表に関する規定を定める。★

### 障害者差別解消法（H28.4施行）

（行政機関等の差別禁止）

- 不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、合理的配慮をしなければならない。

## 7 施行期日

令和4年4月1日（★印は令和4年10月1日）

# 共生社会づくりに関する県の取組と市町村へのお願い

## 1 情報保障

県の取組	市町村へのお願い
<p><b>(広報等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 広報紙の点字版、CD版の配布</li><li>・ 県公式ホームページのウェブアクセシビリティ対応、音声読上げ機能の導入</li><li>・ 知事会見、県政タウンミーティングにおける手話通訳士の配置</li><li>・ 広報番組に字幕（テロップ）挿入</li></ul> <p><b>(配布物)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 問い合わせ先として、電話番号に加えFAX、メールアドレスを併記</li><li>・ 配布物の作成時に、障がい当事者団体等の意見聴取</li></ul> <p><b>(研修・会議)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 拡大版資料を配布（弱視の方への対応）</li><li>・ 手話通訳や要約筆記の実施</li><li>・ ハイブリッド型の実施</li></ul> <p><b>(図書館)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 拡大読書器の設置</li><li>・ 点字・音声図書出版目録の情報収集及びデータ提供（視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ図書館」への加入）</li><li>・ 文字拡大・読上げ等に対応する電子書籍の整備（R4.8導入予定）</li></ul> <p><b>(その他)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県議会本会議の傍聴時に希望に応じて手話通訳、要約筆記を実施</li></ul>	<p>障がい者が、日常生活や社会生活において、円滑に必要な情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行えることは、障がい者の自立と社会参加を促進するための重要な要素です。</p> <p>県の取組を参考に、障がい者の情報保障の取組をお願いします。</p> <p><b>特に重要な取組例</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 広報紙の点字版、CD版の配布</li><li>・ 公式ホームページのウェブアクセシビリティ対応</li><li>・ 配布物の作成時に、障がい当事者等の意見聴取</li></ul> <p>（県は情報保障に関する情報提供や助言等の支援を実施します。）</p>

## 2 就業機会の確保

県の取組	市町村へのお願い
<p>○「取組方針」を策定し、障がい者雇用を推進</p> <p>(選考採用上の配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>点字や拡大文字による出題</li> <li>説明事項の書面伝達や手話通訳</li> <li>選考時間の延長、選考時間中の補飲食や服薬の配慮</li> </ul> <p>(障がい者雇用率にこだわらず採用を推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>短時間勤務を希望する方、手帳交付のない方や、難病の方も採用</li> </ul> <p>(職場定着の配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者活躍サポーターの配置（県庁及び各合庁）</li> </ul> <p>[R3.6障がい者雇用率]</p> <p>知事部局 2.69%（法定雇用率2.6%）            教育委員会2.50%（ " 2.5%）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定雇用率を達成市町村 雇用率の維持・向上のための取組の継続をお願いします。</li> <li>法定雇用率を未達成市町村 <b>法定雇用率を達成するための取組をお願いします。</b></li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>採用や職場定着の取組については、障がい者を対象とする選考採用を実施する等、県の取組を参考にしてください。            （県は、障がい者雇用の情報提供や助言等の支援を実施します。）</p> <p>[R3.6障がい者雇用率]</p> <p>県内市町村の計 2.29%（法定雇用率2.6%）            （法定雇用率未達成市町村数 31）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者就労事業所から優先調達の推進</li> </ul> <p>[R2実績] 県機関計 52,832千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>障がい者就労事業所から優先調達の拡大</b>            （県は、障がい者就労事業所が供給可能な物品・役務の情報を提供しています。）</li> </ul> <p>[R2実績] 市町村計 138,150千円            10万円未満の市町村数 14（うち0円2村）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>農福連携の推進            （コーディネーターによる農福連携に取り組む福祉事業所と農業者の掘り起こし・仲介）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業に興味のある福祉事業所及び人手不足に悩む農業者の掘り起こし、情報提供</li> <li>県作成の農福連携動画の活用による啓発            （市町村ロビー等での放映）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者アート作品の有償貸出の仕組みづくり            （R4.6障がい者芸術文化活動支援センター設置予定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村立施設用に障がい者のアート作品の有償借上げをご検討ください。            （仕組みが整い次第ご案内します。）</li> </ul>

### 3 災害への対応

県取組	市町村へのお願い						
<p><b>(逃げ遅れゼロプロジェクトの強化・推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>信州防災アプリの利活用の促進</li> <li>要配慮者に「信州防災手帳」の配布 (避難行動の検討、防災教育のツールとして活用)</li> </ul> <p><b>(避難所の環境改善)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>快適トイレの導入促進の助成</li> </ul> <p><b>(地域の防災力向上)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別避難計画の作成に向けた市町村担当者向け研修会の開催</li> </ul>	<p>災害時に障がい者の命を守るためには、障がいの特性や家族状況等に応じた、災害情報の伝達、避難、福祉避難所での配慮等が必要です。</p> <p>災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務となっています。 (災害対策基本法第49条の14) 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、…避難行動要支援者ごとに、…避難支援等を実施するための計画(個別避難計画)を作成するよう努めなければならない。</p> <p>[R3.3総務省調査]</p> <table border="0"> <tr> <td>個別避難計画の策定市町村の割合</td> <td>39.0%</td> </tr> <tr> <td>うち全部</td> <td>7.8%</td> </tr> <tr> <td>うち一部</td> <td>31.2%</td> </tr> </table> <p><u>特にお願いしたい事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の障がい者一人ひとりに対応した個別避難計画の策定をお願いします。 (県は計画作成に向けた研修を実施するなどの支援を行います。)</li> </ul>	個別避難計画の策定市町村の割合	39.0%	うち全部	7.8%	うち一部	31.2%
個別避難計画の策定市町村の割合	39.0%						
うち全部	7.8%						
うち一部	31.2%						

## 4 その他

### (1) 医療、介護等

- ・ 県医療的ケア児等支援センターが行う課題把握のための調査への協力（保護者、担任、看護師等）
- ・ 圏域の医療的ケア児等コーディネーターの配置の検討（補助制度の活用）
- ・ 保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備促進（補助制度の活用）

### (2) 学校教育

- ・ LD等通級指導教室の適切な運営支援と学習環境の整備

### (3) 住宅の確保

- ・ 障がい者にやさしい住宅改良促進の支援（補助制度の活用）

### (4) 権利擁護

- ・ 市町村の障がい者差別に関する相談窓口の周知（相談対応件数 R3：16件）
- ・ 支援を必要とする人が成年後見制度を利用できるよう支援

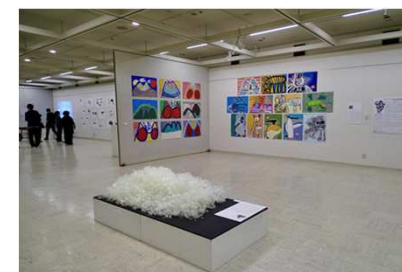


### (5) スポーツ振興

- ・ 授業で共生社会について楽しく学ぶ「パラ学」を小中学校に導入
- ・ ボッチャ競技大会への参加、ボッチャ体験会の開催（ボッチャ用具の無償貸出し）

### (6) 文化芸術活動

- ・ 県芸術文化活動支援センターが実施する巡回展覧会の受入れ



### (7) 人材育成

- ・ 県が実施する市町村担当者向けの研修受講、研修修了者による伝達研修の実施

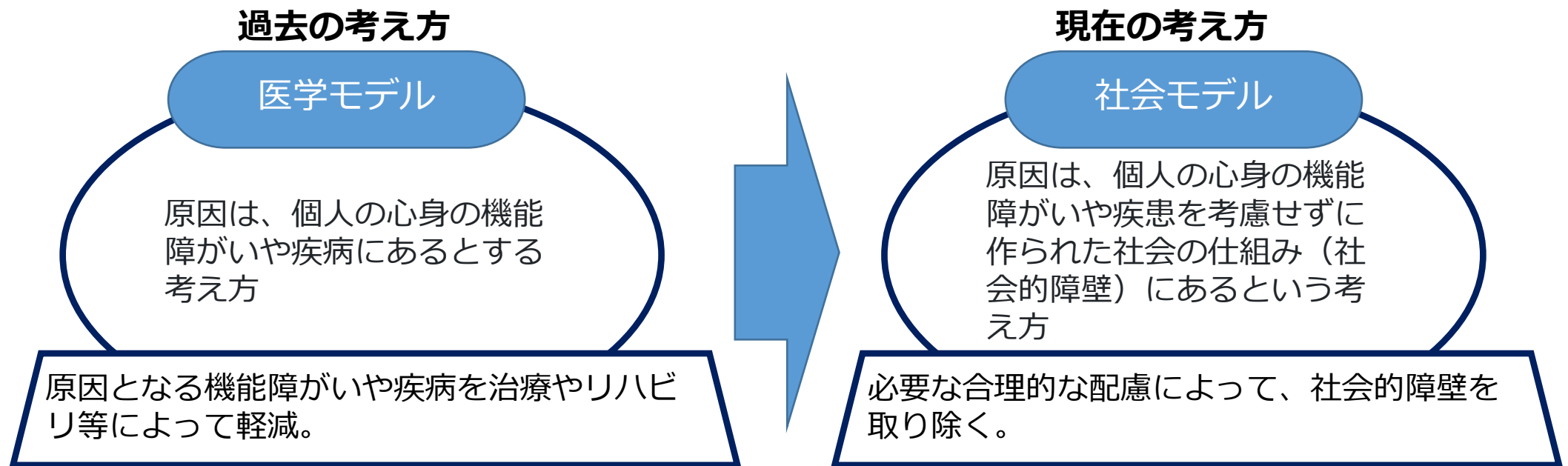
### (8) 啓発

- ・ 会議や研修等、様々な機会を捉えて住民や事業者に対する啓発（必要に応じて資料は県から提供）



# 参考資料 「社会モデル」と「合理的配慮」

## 1 障がいのある人が、日常生活・社会生活において感じる生活しづらさの原因



### 社会的障壁（生活しづらさの原因）

	障壁の内容	障壁の解消例
物理的障壁	公共交通、道路、建物等で移動等を行う際に支障となる障壁	・施設、設備の改修 ・障壁を生じさせない設計
制度的障壁	社会の制度、条件が未整備で平等な機会が保障されない障壁	・制度の見直し ・障がいに対する理解の促進
情報の障壁	情報の伝え方が限られるなど、必要な情報を得られない障壁	・伝達方法や案内の工夫 ・手話や点字の対応
意識の障壁	無関心、偏見、差別による発生する障壁	・啓発、研修



## 2 合理的配慮

障がい者にとって日常生活や社会生活を営む上での社会的障壁（事物、制度、慣行、観念等）を除去するための「調整・変更」。障がい者一人ひとりの困り感に対応するもので、障がいの特性や具体的場面に応じて異なり、多様かつ個別性が高い。行政機関には合理的配慮の提供が義務付けられている。（実施に伴う負担が過重である場合は除く。）

- 障がいのない人との比較において、同等の機会の提供をする。
- 代替措置を含めコミュニケーションをとって、合理的配慮の提供義務を果たす。
- 「過重な負担」を拡大解釈せず、次の要素を考慮して総合的・客観的に判断する。
  - ・ 事務事業への影響の程度
  - ・ 実現可能性の程度（物理的、技術的、人的な制約）
  - ・ 費用・負担の程度

「障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領（H28.3 長野県）」から抜粋

区 分	合理的配慮の例
案内・誘導	○ 案内の際、障がいのある人の歩行速度に合わせて歩く。
相談・説明	○ 申し出があった場合、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、理解されたことを確認する。
文書の作成・送付	○ 知的障がいのある人には、漢字にふりがなをふる。 ○ 視覚障がいのある人には、音声データの提供、点字化等の配慮を行う。
会議	○ 会議の進行に当たり、出席者の障がいの特性に合った支援を行う。
イベント	○ 参加申込書に必要な配慮を申し出てもらう。
庁舎管理	○ 車いす利用者等のため、幅広い駐車区画を建物の出入口近くに用意する。 ○ 車いす利用者等の通行に支障のないスペースを確保する。
緊急時対応	○ 災害や事故発生時に、聴覚障がい者に手書きボード等を用いて案内・誘導する。

### 3 県が取り組んでいる具体的な合理的配慮の例

区 分	合理的配慮の例
文化会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす席の確保、多目的トイレの設置、来館者への車椅子の貸出</li> <li>・筆談による受付対応、館内エレベーターの音声案内 … 一部会館</li> <li>・障がいのある方の作品展の実施、補聴支援（ヒアリンググループ）システムを設置 … 一部</li> </ul>
美術館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多機能トイレの設置、来館者への車椅子の貸出</li> <li>・補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を伴っての入館可能</li> <li>・コレクション展及び一部企画展での音声ガイドによる案内可能</li> <li>・筆談ボードを設置、補聴支援（ヒアリンググループ）システムを設置</li> <li>・誰もが気軽にアートを身近に感じられるイベント・プログラム（触れる美術作品の展示、障がい者の特別鑑賞日等）</li> </ul>
図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡大読書器の設置</li> <li>・点字、音声図書出版目録の情報収集及びデータ提供</li> <li>・電子書籍閲覧時の文字拡大、読上げ機能の整備（R4.8導入予定）</li> </ul>
歴史館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再現性展示におけるスロープ設置</li> <li>・音による展示、触れる展示</li> </ul>
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔パソコン文字通訳システムの活用</li> <li>・特別支援学校の児童生徒が、副次的な学籍を置く地元小中学校で共に学ぶ機会の保障</li> </ul>
道路 公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅のエレベータ設置、低床バスの導入支援</li> <li>・段差解消、誘導ブロックの設置等</li> <li>・パーキング・パーミット制度</li> </ul>
研修会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弱視の方に拡大版資料を配布</li> <li>・手話通訳や要約筆記の実施</li> <li>・車いす利用者の動線に配慮した座席確保</li> <li>・電磁波の影響のない座席の確保</li> <li>・ハイブリッド型研修の実施</li> </ul>
相談支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた相談環境の配慮</li> <li>・インターネットFAXの活用</li> <li>・問い合わせ先として、電話番号に加えFAX、メールアドレスを併記</li> </ul>

## 障がい者共生条例で規定する基本的施策の主な取組（R4年度）

### 1 情報保障（意思疎通支援）

- （新）誰もが自由に「本」にアクセスできる電子図書館サービス（38,578千円）（教）
- （拡）遠隔手話通訳システムの運用（1,122千円）（健福）
- （継）点字版及び音声入りCD版広報紙の発行（791千円）（企画）
- （継）県保健福祉事務所への手話通訳員（10名）の配置（42,865千円）（健福）
- （継）県庁受付等へのUDトーク入りタブレット端末の設置（317千円）（健福）

### 2 医療、介護等の支援

- （新）医療的ケア児等支援センターの設置（4,937千円）（健福）
- （拡）保育所等において医療的ケア児の受入体制整備（59,799千円）（県文）
- （新）西駒郷での障がい特性に配慮した居住エリアの整備（7,625千円）（健福）
- （新）総合リハビリテーションセンターの機能強化（22,182千円）（健福）
- （拡）福祉医療費給付事業補助金（4,715,194千円）（健福）

### 3 学校教育

- （拡）多様な学びに対応するLD等通級指導教室の増設（96,290千円）（教）
- （拡）自立活動教員の増員による各校の専門性の強化（教）
- （拡）聴覚障がい生徒向け遠隔パソコン文字通訳システム（3,485千円）（教）

### 4 就業機会の確保

- （新）新たに障がい者を雇用した企業に対し助成金を交付（3,000千円）（産労）
- （拡）県組織における障がい者の雇用（81,950千円）（健福）
- （継）障がい者等就職困難者に向けた支援を実施（19,490千円）（産労）
- （継）障がい者雇用における農福連携の推進（20,538千円）（健福・農政）

### 5 住宅の確保

- （継）障がい者が住み慣れた地域で生活するための住宅改良を支援（38,996千円）（健福）
- （継）県営住宅への優先入居、家賃減免の実施（建設）

### 障がいの社会モデルの普及啓発

- （新）優良事業所の取組紹介、認定制度（798千円）（健福）
- （新）共生社会づくりに向けたフォーラムの開催（1,837千円）（健福）
- （拡）啓発チラシ、SNS等を活用した普及啓発（3,087千円）（健福）

### 6 権利擁護

- （新）紛争解決のための実効性ある体制を整備（1,241千円）（健福）
- （拡）専任職員による障がい者差別・虐待に関する相談対応（11,388千円）（健福）
- （継）権利擁護の意識醸成、成年後見制度利用促進のための体制整備（9,143千円）（健福）

### 7 スポーツの振興

- （拡）授業で共生社会について楽しく学ぶ「パラ学」の実施（7,694千円）（健福）
- （拡）地域における障がい者スポーツの拠点づくりを推進（4,200千円）（健福）
- （継）全国最大規模のボッチャ競技大会の開催（3,874千円）（健福）
- （継）地域でスポーツを楽しめる環境の整備、全障スポに向けた選手強化等（健福）

### 8 文化芸術活動

- （新）障がい者芸術文化活動支援センターの設置（9,566千円）（健福）
- （新）アーツカウンシルの専門スタッフによる障がい者芸術活動の支援（県文）

### 9 災害への対応

- 「逃げ遅れゼロ」に向けた災害対策事業
- （新）要配慮者向け「信州防災手帳」の配布（4,917千円）（危機）
- （新）個別避難計画作成に向けた市町村向け研修会等の実施（102千円）（健福）
- （継）社会福祉施設等の水害対策強化（488千円）（健福）

### 10 選挙

- （継）選挙公報点字版・候補者一覧点字版の作成・発行（6,433千円）（企画）

### 11 人材育成

- （拡）県職員に対する行政サービス向上研修等（健福）※ゼロ予算
- （継）障がい者虐待及び差別解消に関する施設職員等向け研修（935千円）（健福）
- （継）精神障がい者理解促進のため民生児童委員等向け研修（205千円）（健福）

### 合理的配慮の実践・後押し

- （新）合理的配慮関連物品等への購入支援（4,000千円）（健福）
- （拡）誰もが楽しめる信州型ユニバーサルツーリズムの推進（3,198千円）（観光）
- （継）道の駅トイレ改修に伴うバリアフリートイレの設置等（建設）

市町村における障がい者の雇用状況(法定雇用率2.6%が適用される機関)

令和3年6月1日現在(出典:長野労働局発表資料)

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
長野市	2,827.5	70.5	2.49	2.5	
松本市	2,336.0	54.0	2.31	6.0	特例認定あり
上田市	1,947.5	58.5	3.00	0.0	特例認定あり
飯田市	979.5	21.0	2.14	4.0	
須坂市	691.0	19.0	2.75	0.0	特例認定あり
小諸市	604.0	10.0	1.66	5.0	特例認定あり
伊那市	993.5	22.0	2.21	3.0	特例認定あり
駒ヶ根市	261.0	8.0	3.07	0.0	
中野市	616.5	15.5	2.51	0.5	特例認定あり
大町市	861.5	25.5	2.96	0.0	特例認定あり
飯山市	464.0	12.0	2.59	0.0	特例認定あり
塩尻市	288.0	8.0	2.78	0.0	
千曲市	576.5	14.0	2.43	0.0	
佐久市	792.0	20.5	2.59	0.0	
東御市	399.5	7.0	1.75	3.0	
安曇野市	702.0	12.0	1.71	6.0	特例認定あり
岡谷市	427.0	12.0	2.81	0.0	特例認定あり
諏訪市	573.5	13.0	2.27	1.0	特例認定あり
茅野市	568.0	12.0	2.11	2.0	特例認定あり
佐久穂町	202.5	5.0	2.47	0.0	
軽井沢町	229.0	6.5	2.84	0.0	
御代田町	176.5	3.0	1.70	1.0	特例認定あり
立科町	104.0	2.0	1.92	0.0	
小海町	142.0	4.0	2.82	0.0	
長和町	106.0	3.0	2.83	0.0	
辰野町	416.5	4.0	0.96	6.0	特例認定あり
箕輪町	253.0	6.0	2.37	0.0	
飯島町	173.5	2.0	1.15	2.0	(注1)
松川町	107.5	3.0	2.79	0.0	
高森町	73.5	1.0	1.36	0.0	
阿南町	54.0	1.0	1.85	0.0	
上松町	87.5	0.0	0.00	2.0	
南木曾町	72.0	0.5	0.69	0.5	
木曾町	249.5	5.0	2.00	1.0	

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
池田町	105.0	2.0	1.90	0.0	
坂城町	95.5	3.0	3.14	0.0	
小布施町	100.0	1.0	1.00	1.0	(注2)
山ノ内町	217.5	5.0	2.30	0.0	特例認定あり
飯綱町	225.0	5.0	2.22	0.0	特例認定あり
信濃町	88.0	2.0	2.27	0.0	
富士見町	136.5	4.0	2.93	0.0	
下諏訪町	350.0	8.0	2.29	1.0	特例認定あり
川上村	68.0	0.0	0.00	1.0	
南相木村	52.0	1.0	1.92	0.0	
北相木村	57.0	1.0	1.75	0.0	
南牧村	55.0	3.0	5.45	0.0	
青木村	115.0	1.0	0.87	1.0	
原村	65.0	2.0	3.08	0.0	
南箕輪村	176.5	4.5	2.55	0.0	
中川村	108.0	3.0	2.78	0.0	
宮田村	160.0	3.0	1.88	1.0	
阿智村	176.0	3.0	1.70	1.0	
喬木村	64.0	1.0	1.56	0.0	
豊丘村	116.5	2.0	1.72	1.0	
木祖村	83.5	1.5	1.80	0.5	
王滝村	41.0	2.0	4.88	0.0	
大桑村	105.0	1.0	0.95	1.0	
山形村	67.0	1.0	1.49	0.0	
朝日村	59.0	0.0	0.00	1.0	
筑北村	74.0	2.0	2.70	0.0	
麻績村	51.0	2.0	3.92	0.0	
松川村	149.0	2.0	1.34	1.0	
白馬村	179.0	3.0	1.68	1.0	
小谷村	74.0	1.0	1.35	0.0	
高山村	74.0	0.0	0.00	1.0	
小川村	86.5	2.5	2.89	0.0	
生坂村	46.0	2.0	4.35	0.0	
木島平村	129.0	4.5	3.49	0.0	
野沢温泉村	134.0	3.0	2.24	0.0	
栄村	88.0	3.0	3.41	0.0	
天龍村	79.0	1.0	1.27	1.0	
大鹿村	41.0	0.0	0.00	1.0	
泰阜村	66.0	1.0	1.52	0.0	
下條村	73.5	2.0	2.72	0.0	

注 1 飯島町は令和3年12月15日現在において、障害者の数4.0人、実雇用率2.31%、不足数0.0人となっている。

注 2 小布施町は令和3年11月1日現在において、障害者の数2.0人、実雇用率2.00%、不足数0.0人となっている。